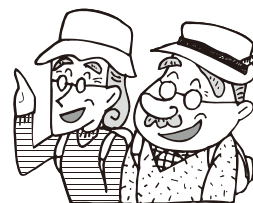


高齢者と税金(年金と税金)



●所得税、個人市県民税の配偶者控除、扶養控除

- 所得税(国税)、個人市民税(市税)、個人県民税(県税)

配偶者控除、扶養控除の対象となる配偶者、扶養親族の年齢が70歳以上(令和5年分の所得税の申告の場合、昭和29年1月1日以前に生まれた方)であれば、通常の場合より控除額が多くなります。

※控除額について(P20~21をご覧ください。)

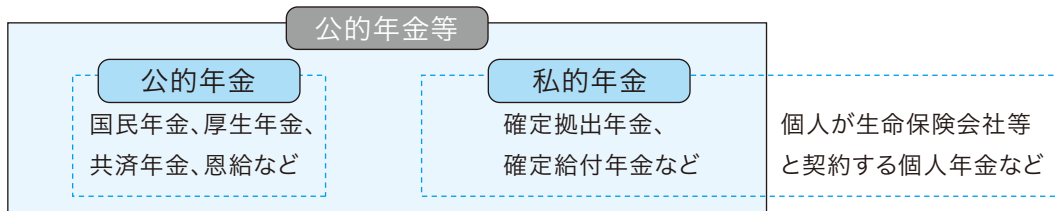
●所得税、個人市県民税の公的年金等控除

- 所得税(国税)、個人市民税(市税)、個人県民税(県税)

- 公的年金と私的年金

一口に年金と言っても、種類はいろいろです。年金は大別して、「公的年金」と「私的年金」に分けることができます。

「公的年金」とは、国などの公的機関が運営するものです。「私的年金」とは、企業が退職者に支給する企業年金や個人が生命保険会社等と契約する個人年金などです。このうち「公的年金」と「私的年金のうち企業が退職者に支給する企業年金など」をあわせたものを「公的年金等」と呼びます。



- 年金にも税金がかかります

年金は、原則、雑所得として所得税、個人市県民税が課税されます。

なお、障害年金、遺族年金などについては、非課税とされています。

- 公的年金等の所得の簡易計算表

(公的年金等にかかる雑所得の計算表(令和6年度))

年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等にかかる雑所得の金額		
		(A)以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 昭和34年1月2日 以後に生まれた方	~ 1,299,999円	A- 600,000円	A- 500,000円	A- 400,000円
	1,300,000円 ~ 4,099,999円	A×0.75- 275,000円	A×0.75- 175,000円	A×0.75- 75,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	A×0.85- 685,000円	A×0.85- 585,000円	A×0.85- 485,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	A×0.95- 1,455,000円	A×0.95- 1,355,000円	A×0.95- 1,255,000円
65歳以上 昭和34年1月1日 以前に生まれた方	10,000,000円 ~	A- 1,955,000円	A- 1,855,000円	A- 1,755,000円
	~ 3,299,999円	A- 1,100,000円	A- 1,000,000円	A- 900,000円
	3,300,000円 ~ 4,099,999円	A×0.75- 275,000円	A×0.75- 175,000円	A×0.75- 75,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	A×0.85- 685,000円	A×0.85- 585,000円	A×0.85- 485,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	A×0.95- 1,455,000円	A×0.95- 1,355,000円	A×0.95- 1,255,000円
	10,000,000円 ~	A- 1,955,000円	A- 1,855,000円	A- 1,755,000円

●公的年金からの特別徴収制度

- 個人市民税(市税)、個人県民税(県税) (P15、P34をご覧ください。)